

【神奈川県からのお知らせ】

＜eLTAXを御利用のみなさまへ＞ 6月19日から添付ファイルの取扱方法が変わります

eLTAXでは、情報セキュリティ対策強化のため、平成29年6月19日から、電子申請・届出及び電子申告（以下「電子申請等」といいます。）における添付ファイルの取扱方法が変更となりますのでお知らせいたします。

○電子申請等に添付可能なファイルは次のとおりです。

テキスト	.txt 又は .csv
Word	.doc 又は .docx
Excel	.xls 又は .xlsx
PDF	.pdf
画像	.jpg

一太郎及びロータスのファイルは添付不可となります。

○電子申請等に添付されたファイルは、ポータルセンタにおいて、ファイルを再構成し、悪意の可能性のあるデータ領域を除去する処理（以下「無害化処理」といいます。）を実施し、提出先団体へ配信されます。無害化処理の結果は受付結果と別に通知されますので、併せてご確認ください。

○平成29年6月16日の20時以降に、神奈川県に対して電子申請等を行う場合、変更後の処理が適用されるため、一太郎及びロータスの添付ファイルは削除されます。また、その他の形式の添付ファイルは無害化処理が実施されますのでご注意ください。

詳細につきましては、次のページをご覧ください。

・eLTAXホームページ <https://www.eltax.jp/www/contents/1491869933886/index.html>

・神奈川県ホームページの県税便利帳 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/kenzei/>

【お問合せ先】神奈川県総務局財政部税務指導課 電話 045-210-1111(代表)